

は貯蔵施設における保安検査若しくは立入検査」を「火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査」に改め、同条第二項中「三百円」を「七百五十円」に改める。

第十条の七第一項中「と殺」を「とさつ」に改める。

第十条の十一第二項中「三百円」を「七百円」に改める。

第十条の十四第二項中「(第十条の十八の規定による特殊勤務手当を受ける職員にあつては、三百円)」を削る。

第十条の十八第二項中「勤務一月につき一万三千八百円」を「同項第一号については勤務一月につき一万四千円、同項第二号については従事した日一日につき七百円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、第一項第一号に定める職員が、牛海綿状脳症の検査のため、同条に次の一項を加える。

第十一條に次の二項を加える。

4 第十条の十八の規定による特殊勤務手当を受ける職員(同条第一項第一号に定める職員に限る。)には、第四条の規定による特殊勤務手当は支給しない。

5 第十条の十八の規定による特殊勤務手当(同条第一項第二号に定める職員に対して支給されるものに限る。)が支給される日については、第四条、第十条の十一及び第十條の十四の規定による特殊勤務手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十条の七第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成十六年十月三十一日から引き続きこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第八条の二第一項に規定する寒冷地公署に勤務する職員については、同条の規定は、平成十八年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第三十一号

県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例(昭和二十五年七月奈良県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(私有自動車等の車賃)

第四条の二 内国において旅行命令権者(任命権者又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。)の承認を受けて私有自動車等(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち、職員(その配偶者その他規則で定める者を含む。)が所有するもので、公務に使用することについて旅行命令権者の承認を受けたものをいう。以下同じ。)を使用する旅行の場合における車賃の額は、法第十九条第一項の規定にかかわらず、一キロメートルにつき十五円とする。

第九条第一号中「車賃」の下に「(旅行命令権者の承認を受けて私有自動車等を使用する旅行の場合にあつては、第四条の二の規定による額の車賃)」を加える。

第十条第一号中「の車賃」の下に「(旅行命令権者の承認を受けて私有自動車等を使用する旅行の場合にあつては、第四条の二の規定による額の車賃)」を加え、同号ただし書中「以上の旅行」の下に「(公用の交通機関を利用する旅行(旅行命令権者の承認を受けて私有自動車等を使用する旅行を含む。以下同じ。))を除く。)」を加える。

別表第二中「利用して旅行した」を「利用する旅行の」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

県税事務所等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十二号

県税事務所等設置条例の一部を改正する条例

県税事務所等設置条例(昭和二十六年六月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県税事務所設置条例

第一条中「及び自動車税事務所(以下「県税事務所等」という。)」を削る。

第二条中「県税事務所等」を「県税事務所」に改め、同条の表奈良県自動車税事務所の項を削る。

第三条中「ものの外、県税事務所等」を「もののほか、県税事務所」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(奈良県税条例の一部改正)

2 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び自動車税事務所の長」を削る。

(奈良県行政手続条例の一部改正)

3 奈良県行政手続条例(平成八年三月奈良県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「自動車税事務所若しくは」を削る。

奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十三号

奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

奈良県看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年三月奈良県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する者」の下に「のうち、国(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。)(又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。))以外の者が設置する看護師学校等に在学するもので、県内に存する看護師等の確保が特に困難であると認められる施設及び団体で規則で定めるもの(以下「特定施設」という。))において看護師等の業務(規則で定めるものを除く。))に従事しようとするもの」を加える。

第三条の見出し中「種類及び」を削り、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「一般修学資金及び特別修学資金」を「修学資金」に改め、「中欄及び」を削り、同項の表を次のように改める。

看護師学校等の区分		修学資金(月額)
第一条の二第二項第一号から第三号までに掲げる看護師学校等		三六、〇〇〇円
第一条の二第二項第四号に掲げる看護師学校等		二一、〇〇〇円

第三条第四項を同条とする。

第七条第一項各号列記以外の部分中「医療施設等」を「特定施設」に改め、同項第一

号を削り、同項第二号中「特別修学資金の貸与を受けた者にあつては、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前項(第三号を除く。)」を「前項第一号」に改める。

第八条第一項第一号を削り、同項第二号中「特別修学資金の貸与を受けた者が」を削り、同号を同項第一号とし、同項中第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第二項中「前項各号(第四号を除く。)」を「前項第一号」に改める。

第九条第三号中「医療施設等(特別修学資金の貸与を受けた者においては、特定施設。次号において同じ。)」を「特定施設」に改め、同条第四号中「医療施設等」を「特定施設」に改める。

第十条第三号中「医療施設等」を「特定施設」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成十七年度以後新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成十六年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

奈良県結核検査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十四号

奈良県結核検査協議会条例の一部を改正する条例

奈良県結核検査協議会条例(昭和二十六年八月奈良県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第三条第二項」を「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号。以下

「法」という。)第五十条に、「基き結核検査協議会」を「より、結核の診査に関する協議会」に改め、「の運営」を削り、「、必要な」を「必要な」に改める。

第二条を次のように改める。

(設置等)

第二条 法第四十八条第一項の規定により置くこととされる協議会は、次のとおりとする。

保健所	協議会
郡山保健所	郡山保健所結核検査協議会

2 法第四十八条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる二の保健所について、同表の下欄に掲げる協議会を置く。

保健所	協議会
葛城保健所及び内吉野保健所	葛城・内吉野保健所結核検査協議会
桜井保健所及び吉野保健所	桜井・吉野保健所結核検査協議会

第十一条中「ものの外」を「もののほか」に、「の議事手続その他」を「に」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「その置かれた」を「次の各号に掲げる協議会の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 郡山保健所結核検査協議会 郡山保健所
- 二 葛城・内吉野保健所結核検査協議会 葛城保健所

三 桜井・吉野保健所結核診査協議会 桜井保健所
第十条を第十一条とする。

第八条及び第九条を削り、第七条を第十条とし、第四条から第六条までを三条ずつ繰り下げる。

第三条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

(組織)

第三条 協議会は、委員四人で組織する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 協議会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十五号

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 売買取引及び決済の方法（第三十五条―第七十一条）」を

「第三章

売買取引及び決済の方法（第三十五条―第七十一条）

に改める。

第三章

の二 卸売の業務に関する品質管理（第七十一条の二）」

第四十二条第三項中「買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に改める。

第四十四条の見出しを「（卸売業者の業務の規制）」に改め、同条中「おいては」を

「おいて」に、「卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に

属する物品の卸売その他の販売をしては」を「取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の

卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする

場合及び法第五十八条第一項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次

に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ知事に申請して承認を受けなければ

」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

一 申請者の名称

二 業務の内容

三 業務を営む理由

四 業務開始の予定年月日

五 事業計画

第四十四条に次の二項を加える。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適

正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならな

い。

3 知事は、第一項の承認をしようとするときは、奈良県中央卸売市場取引委員会の意

見を聴かなければならない。この場合において、奈良県中央卸売市場取引委員会は、

委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

第四十八条第一項ただし書中「に掲げる場合であつて、知事が仲卸業者及び売買参加

者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき」を「のいずれかに

該当する場合」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる特別の事情がある場合であつて、知事が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとつて品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食品等を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

二 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者という。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び知事の定める事項を記載した承認申請書を知事に提出して、奈良県中央卸売市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。

三 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、

森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（一年以上一年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び知事の定める事項を記載した承認申請書を知事に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。

第四十八条第二項中「前項ただし書」を「前項第一号」に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第二号イの承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて知事に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

一 申請者の名称

二 連携に関する契約の相手方の市場名及び卸売業者の名称

三 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称

四 当該卸売の対象となる生鮮食品等の品目

五 当該卸売による卸売の数量の上限

六 実施期間

七 入荷量が著しく減少した場合の措置

八 当該卸売をしなければならない理由

4 第一項第三号イの承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて知事に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

一 申請者の名称

二 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所

三 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

四 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目

五 当該卸売による卸売の数量の上限

六 実施期間

七 国内産農林水産物を利用した新商品の内容

八 当該卸売をしなければならない理由

第四十八条に次の一項を加える。

6 第一項第二号イ又は第三号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売数量を翌月二十日までに知事に届け出なければならない。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

第五十条第一項に次の一号を加える。

三 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により規則で定める生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、知事があらかじめ奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴いて市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。

第五十条に次の二項を加える。

5 第一項第三号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記

載した承認申請書を知事に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

一 申請者の名称

二 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目

三 取引方法

四 当該取引方法による卸売の数量の上限

五 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項

六 実施期間

七 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称

八 知事が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法

九 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

6 第一項第三号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

一 当該取引に参加する機会が、市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。

二 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。

ア 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項として知事が規則で定めるもの

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の八第一項又は第二項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第一項第一号に掲げる事項のうち知事が規則で定めるもの

三 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。

四 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。

五 知事による当該取引の内容の閲覧が可能なるものであること。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第五十一条の二 卸売業者は、市場において法第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

第五十四条第一項中「委託物品」を「受託物品」に改め、同条第二項本文中「委託物品の受領」を「受託物品(第五十条第一項第三号の規定により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。次項において同じ。)を除く。)」の受領」に、「委託物品の品目」を「受託物品の品目」に、「知事」を「、知事」に、「前項の物品受領の通知書」を「物品受領通知書」に改め、同項ただし書中「委託物品」を「受託物品」に改め、同条第三項中「委託物品」を「受託物品」に、「前項ただし書」を「第二項ただし書又は前項後段」に、「前項の」を「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実に行い、当該物品の品目、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、知事の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。この場合において、前項ただし書を準用する。

第五十五条第二項中「買受人」を「相手方」に改める。

第五十六条の見出しを「(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)」に改め、同条第一項中「(以下「買受人」という。)」を削り、同条第二項中「買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に改め、同条第三項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に、「当該買受人」を「当該仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条第四項中「加えた

額」を「加えた価格」に、「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に、「当該買受人」を「当該仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第五十七条第一項中「開設区域内」を「その許可に係る市場内」に、「次の各号に掲げる行為」を「当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食品等について販売の委託の引受け」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食品等であつて市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

一 仲卸業者が、規則で定めるところにより、知事の許可を受けていること。

二 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食品等を買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。
ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(一月以上のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び知事の定める事項を記載した承認申請書を知事に提出して、奈良県中央卸売市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。

三 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる

要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（一月以上一年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (4) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容
- (8) 当該買入れをしなければならない理由

第五十七条第三項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条第四項中「第二項」を「第二項第一号」に、「当該物品」を「当該生鮮食料品等」に、「行う」を「する」に改め、同条第五項中「第二項」を「第二項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第二項第二号イ又は第三号イの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月二十日までに知事に届け出なければならない。

第五十八条第一項中「おいては、第十九条第一項の許可」を「おいて、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可」に、「当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売をしては」を「次に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ知事に申請して承認を受けなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 業務の内容
- 三 業務を営む理由
- 四 業務開始の予定年月日
- 五 事業計画

第五十八条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

3 知事は、第一項の承認をしようとするときは、奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、奈良県中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

第五十九条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号及び第二号中「買受人」を「仲卸業者若しくは売買参加者」に改める。

第六十二条第一項中「毎開場日、規則で定めるところにより、次の各号に」を「規則で定めるところにより、毎開場日、次に」に改め、「について」の下に「、当該物品ごとに規則で定める時刻までに」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第四号に掲げる物品を除く。）
- 二 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第四号に掲げる物品を除く。）
- 三 第四十八条第一項第一号の規定による許可（同号ア及びウに掲げる場合に係るものに限る。）並びに同項第二号イ及び第三号イの承認を受けて当日卸売をする物品
- 四 第五十条第一項第二号及び第三号の規定による承認を受けて当日卸売をする物品
- 第六十二条第二項中「毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる事項」を「規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格」に改め、同項後段を

削り、同項各号を次のように改める。

- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をした物品(第四号に掲げる物品を除く。)
- 二 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)
- 三 第四十八条第一項第一号の規定による許可並びに同項第二号イ及び第三号イの承認を受けて当日卸売をした物品
- 四 第五十条第一項第二号及び第三号の規定による承認を受けて当日卸売をした物品

第六十三条第一項中「卸売業者は」の下に、「規則で定めるところにより」を、「について」の下に、「当該物品ごとに規則で定める時刻までに」を加え、「卸売のための販売開始時刻までに、」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をする物品(第四号に掲げる物品を除く。)
 - 二 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)
 - 三 第四十八条第一項第一号の規定による許可(同号ア及びウに掲げる場合に係るものに限る。)並びに同項第二号イ及び第三号イの承認を受けて当日卸売をする物品
 - 四 第五十条第一項第二号及び第三号の規定による承認を受けて当日卸売をする物品
- 第六十三条第二項中「売買取引の方法ごとに次に掲げる事項」を「次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をした物品(第四号に掲げる物品を除く。)
 - 二 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)
 - 三 第四十八条第一項第一号の規定による許可並びに同項第二号イ及び第三号イの承認を受けて当日卸売をした物品

四 第五十条第一項第二号及び第三号の規定による承認を受けて当日卸売をした物品

第六十四条の見出しを「(開設者による卸売予定数量等の公表)」に改め、同条第一項中「当日の卸売のための販売開始時刻までに、次に掲げる物品について、」を「速やかに」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「により、」の下に「主要な品目の」を加え、「次に掲げる事項を」を削り、「産地別に」を「主要な産地並びに」に、「公表

する」を「する」に改め、同項各号を削る。

第六十九条第一項中「買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に、「知事の承認を受けて買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に、「買受代金」を「買受けた物品の代金(買受けた額にその額の百分の五に相当する額を加えた額とする。)」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「卸売業者は、前項の規定」に、「特約の承認を受けようとする卸売業者は」を「特約を結んだときは、規則で定めるところにより」に、「承認申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出し」を「書面を知事に届け出」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。

第六十九条第三項中「第一項の規定による承認の申請」を「前項の届出」に、「同項の承認をしてはならない」を「特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる」に改め、同項第一号中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第七十一条第一項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第七十一条の二 知事は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。

- 一 施設の取扱品目
 - 二 施設の設定温度及び温度管理に関する事項
 - 三 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
 - 四 その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
- 2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第八十二条第一項中「若しくは」を「又は」に、「命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持つている法人の業務若しくは会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を勧告する」を「命ずる」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれにも該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合

二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合

三 連続する三年以上の事業年度において、経常損失が生じた場合
第八十四条の二第二項第一号中「第六号」を「第七号」に改める。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四から別表第六まで 削除

別表第七仲卸業者市場使用料の項中「許可」の下に「又は承認」を加える。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

国有財産特別措置法第五条第一項第五号に規定する土地の市町村への譲与に伴う関係条例の整備に關する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第三十六号

国有財産特別措置法第五条第一項第五号に規定する土地の市町村への譲与に伴う関係条例の整備に關する条例

(奈良県公共用水路等の使用料に關する条例の廃止)

第一条 奈良県公共用水路等の使用料に關する条例(平成十二年五月奈良県条例第一号)は、廃止する。

(奈良県事務処理の特例に關する条例の一部改正)

第二条 奈良県事務処理の特例に關する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「次に掲げるもの」を「河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第百条第一項に規定する準用河川の用に供されている国有財産に係る法第三章の二に規定する立入及び境界確定に關する事務並びにその他の立入及び境界確定に關する事務」に改め、同項事務の欄1及び2を削り、同表の七の項事務の欄3中「第三十一条の二第二項第十一号ハ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ」に改め、同欄4中「第三十一条の二第二項第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ニ」に改め、同欄5中「第六十二条の三第四項第十一号ハ」を「第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改め、同欄6中「第六十二条の三第四項第十二号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ニ」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第三十七号

奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例

(奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正)

第一条 奈良県高等学校等奨学金貸与条例(平成十四年三月奈良県条例第四十九号)の